

集落・避難路保全斜面地震対策工事特記仕様書

集落・避難路保全斜面地震対策工事の施工については、各共通仕様書で定めるものの外、この特記仕様書によるものとする。

1. 施工計画

請負者は、工事請負契約締結後直ちに現地調査を実施し、工事の施工に必要な次の事項を監督員と協議しなければならない。

(1) 施工時期、施工方法、施工順序等

地形、地質及び斜面と保全対象施設との関係及び気象条件についても検討すること。

(2) 仮排水計画

斜面の状態、地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、仮排水路の設置、湧水箇所の処置について、安全に施工区域外に排水すること。

2. 関係住民等に対する情報連絡

請負者は、工事施工にあたって、監督員と協議の上、あらかじめ関係住民に対し、施工の内容、工程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等について、体制を確立し、監督員の承諾を得なければならない。

3. 降雨時の措置

請負者は、切土施工中や降雨が予想される場合について、湧水の有無、その状態に注意し、必要に応じてビニールシート等による被覆や切土斜面に流入・湛水しないよう仮排水路の設置などの手段を速やかに講じなければならない。又、請負者は、降雨後は必ず斜面を踏査して、新たな流水や湧水がないか、また亀裂等の斜面の変化について検討し、安全を確認した後、作業を行わなければならない。

4. 仮設防護柵の設置及び撤去

請負者は、斜面下部に、土砂等の崩落に備えて仮設防護柵を設置した後、工事に着手しなければならない。また、工事の安全が確保されるまでこれを撤去してはならない。

なお、請負者は現地調査により、仮設防護柵の構造、規模等を変更する場合は、

監督員と十分協議の上、他の同等の機能を有する安全対策を実施しなければならない。

5. 短区間施工の実施

請負者は、斜面の切土工事等においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するため10m程度の区間に分けて施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにしなければならない。ただし、単位施工延長がこれによりがたい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

又請負者は、その区間を安全な状態に仕上げた後でなければ、次の区間の作業に着手してはならない。

6. 保全監視点検の強化

請負者は、工事期間中、斜面崩壊、落石等、予期せぬ事態の発生に備えて、適確な判断のできる保安監視人を設置し、工事施工中における斜面の状況変化をいち早くとらえ、作業員及び住民の安全の確保に万全を期すことはもちろん、工事期間中は毎日、作業開始前、終了後に現場内の見回り、点検を励行し、斜面の異常発見につとめ、災害を未然に防止するよう努めるとともに、異常を発見した場合は、速やかに監督員に連絡をし、緊急の場合には、関係者に直接避難等の安全処置をとらなければならない。

7. 安全日誌の作成

請負者は、工事期間中、その日の作業内容及び見回り時の状況を記載した現場安全日誌（別紙様式）を作成し、監督員、検査員の要請があった場合は直ちにこれを提示しなければならない。

8. 施工段階での適合性の検討

請負者は、工事施工段階において、地質、斜面状況等に十分注意をはらい、設計条件との対比を実施し、工法が現地に適合しないと判断された場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

9. 異常気象時の現場管理

請負者は、異常気象時の現場管理については、事故防止に万全を期するため、特に現場の見回りを頻繁に行い、崩壊、亀裂、構造物の変動状況等、斜面の状況変化をいち早くとらえ、必要に応じて応急対策を講じなければならない。

現場安全日誌

年 月 日	平成 年 月 日	天 候	
点 検 者 氏 名			
始 業 前 点 検 時 間			
終 了 後 点 検 時 間			
作 業 位 置			
作 業 内 容			
点 検 事 項	状 況		
1 亀 裂			
2 崩 壊			
3 落 石			
4 湧 水			
5 地 下 水 位			
6 構 造 物 の 変 動			
7 そ の 他			
備 考			